

既存集落における自己用住宅を計画している方へ (移住者用住宅は除く)

既存集落における自己用住宅（移住者用住宅は除く）の建築を計画している方は、以下の資料各1部（コピー可）を揃えて下記担当窓口までご相談ください。

許可を受けられる可能性があるかどうかは、後日回答いたします。

| 必要書類 | 作成要領等 | 用途 |
|--|---|--------------------------------------|
| 申請地現況写真 | 申請地全体がわかるもの。 | 申請方法（開発許可または建築許可）の判断資料。 |
| 建物連たん図 | 申請地を図示するとともに、35戸以上の建築物が連たん（建物の敷地間が概ね50m以内）していることがわかるよう図示してください。 | 申請地が既存集落内に位置することを確認するため。 |
| ※申請地が、「人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例」に基づく「集落居住区域」となっている場合は、建物連たん図は必要ありません。 <u>申請地位置図のみを提出してください。</u> | | |
| 申請地の土地登記事項証明書 | | 10年以上申請者又はその親族が保有している土地であることを確認するため。 |
| 自己用住宅を必要とする理由書及びそれを証する資料 | 理由書の様式は自由。 証する資料 結婚：結婚式案内状など 過密・狭小：現住居平面図など 借家：賃貸借契約書コピーなど | 独立して世帯を構成する合理的事情を有するか確認するため。 |
| 申請者世帯の住民票 | 記載事項を省略しないでください。 | 申請者世帯の現住所を確認するため。 |
| 申請者及び配偶者の勤務先の所在地がわかる資料 | 在職証明書、名刺、健康保険証、社員証など。 | 申請地を生活の本拠とすることを確認するため。 |
| ※ 相続等関係図 | 土地所有者が親族である場合、申請者との関係を明らかにすること。 | 土地所有者と申請者の関係を確認するため。 |
| ※ 戸籍謄本 | 改製原戸籍が必要な場合があります。 | |

※印は不要な場合があります。

（注意）申請者及び土地所有者に都市計画法はもちろん、他の法令違反がある場合は、違反が是正されない限り許可できない場合があります。

*線引き：一部の地域を除き昭和45年12月28日です。

担当窓口：神戸市都市局都市計画課 調整区域担当 ☎078-984-0385

移住者用住宅の建築を計画する場合は、里づくり協議会の承諾など共生ゾーン整備基本方針に合致する必要があります。

<担当窓口> 共生ゾーン整備基本方針 経済観光局農政計画課 078-984-0371
北区の里づくり協議会 経済観光局北農業振興センター 078-982-2810
西区の里づくり協議会 経済観光局西農業振興センター 078-975-6845